

製品カテゴリールール (PCR)
(認定 PCR 番号 : PA-242100-CB-01)

対象製品 : 浴室用壁・天井パネル (『建築(物)用ユニット』用パネルを除く)

Product Category Rule for
“Panels of wall or ceiling for bathroom (excluding units for building)”

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO 環境ラベルプログラム」において、「浴室用壁・天井パネル (『建築(物)用ユニット』用パネルを除く)」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07 算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日	2023 年 06 月 06 日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名 : 神崎 昌之 所属 : 一般社団法人サステナブル経営推進機構	
	準拠する規格	■ ISO14040 : 2006 ■ ISO14044 : 2006 ■ ISO14025 : 2008 ■ ISO/TS14067 : 2013	■ ISO/TS14027 : 2017 ■ ISO21930 : 2007

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-242100-CB -01	2023 年 06 月 06 日	制定

【プログラム情報】

プログラム名	SuMPO 環境ラベルプログラム
プログラム WEB サイト	https://ecoleaf-label.jp/
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区内神田 1-14-8 KANDA SQUARE GATE

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	この PCR の目的は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、「浴室用壁・天井パネル（『建築(物)用ユニット』用パネルを除く）」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。 対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。 本 PCR の地理的範囲は全世界とする。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	「浴室用壁・天井パネル（『建築(物)用ユニット』用パネルを除く）」を対象とする。この PCR で対象とする「浴室用壁・天井パネル（『建築(物)用ユニット』用パネルを除く）」とは、日本標準商品分類（総務省統計局、平成 2 年(1990 年)6 月改訂）で規定する「243（建築(物)用ユニット）」で用いられるパネルを除くことを指し、「242（建築用構成材）」下の「24212（天井パネル）」および「24214（壁パネル）」のいずれかに該当する建材のうち、主に浴室で用いられる耐水性を備えたものを指す。 ただし、現時点では、パネル基材の材質が熱硬化性樹脂または木である製品は対象外とする。
2-2	機能	浴室の壁材あるいは天井材
2-3	算定単位 (機能単位)	パネル有効面積 1m ² あたり
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 ・本体（中身および容器包装）、附属品 容器包装は提供先の手元にわたるものとし、個装、内装、外装を問わない。 付属品は、提供先の手元にわたるものとし、常時、添付または同梱されるものとする。 ・各ライフサイクル段階で使用される輸送用資材
3	引用した規格および PCR	
3-1	引用規格 および 引用 PCR	引用する規格や PCR はなし
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	「パネル基材」 熱可塑性樹脂や金属等の材質を主とする、製品の基材となる層に用いられる材料。 「塗料・インク」 パネルの意匠や表面保護を目的とし、パネル基材可視面に用いる材料。 「断熱材」 パネル基材の裏面に充填・貼り付けされる、断熱を目的とした層に用いる材料。パネル基材の材質が発泡樹脂であるなど、基材が断熱性を備えている場合存在しないこともある。 「その他のパネル材」 パネル基材、塗料・インク、断熱材に該当しないパネル材料。（アルミ蒸着フィルム等） 「輸送用資材」 各サイト間を輸送する際に使用される資材で、最終消費財の一部とならないもの。（パレット等）

5	製品システム（データの収集範囲）	
5-1	製品システム （データの収集範囲）	次のライフサイクル段階を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・製造段階 ・建設段階 ・廃棄リサイクル段階 <p>中間財の場合は、製造段階のみ、または製造段階および建設段階までの宣言を行ってもよい。</p>
5-2	カットオフ基準および カットオフ対象	<p>【カットオフ基準】 以下の基準に従ってカットオフを行ってもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの1%未満 ・再生不可能な1次エネルギー使用量の1%未満 ・単位プロセスの総投入量の1%未満 ・エネルギー使用量、質量および環境影響の最大5%未満 <p>ただし、有害性および毒性を有する物質は、全質量の1%未満であってもカットオフしてはならない。</p> <p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・製品を生産する際に使用する、製品を構成する要素ではない検査器具、薬品等の資材 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門にかかる負荷
5-3	ライフサイクルフロー 図	附属書 A（規定）に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。
6	全段階に共通して適用する算定方法	
6-1	一次データの収集範囲 の設定基準	一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)および(10-2)に記載する。 なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。
6-2	一次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-4	二次データの品質	<p>【時間に関する範囲の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者固有の二次データを使用する場合、時間に関する範囲は直近の5年以内の任意の1年間、または同等の期間とする。 ・その他の二次データの期間に関する範囲は10年以内とする。
6-5	二次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の回避に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>

		<p>【配分の対象に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>																											
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量（または燃料使用量）に関して、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書B（規定）のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものや、これらの複合材料で分離できないものはすべて埋立処理として算定する。</p>																											
6-8	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																											
7	製造段階に適用する項目																												
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>【A1】 原材料の調達に係るプロセス（投入物の生産（バイオマスの場合は育成等）を含む） 【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス 【A3】 製品の製造に係るプロセス</p>																											
7-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>【A1】 原材料の調達に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「パネル基材」 製造サイトへの原材料の投入量</td> <td>一次</td> <td>「パネル基材」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「塗料・インク」 製造サイトへの原材料の投入量</td> <td>一次</td> <td>「塗料・インク」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「断熱材」 製造サイトへの原材料の投入量</td> <td>一次</td> <td>「断熱材」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「その他のパネル材」 製造サイトへの原材料の投入量</td> <td>一次</td> <td>「その他のパネル材」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「梱包用資材」 製造プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「梱包用資材」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 「廃棄物等」 「廃水」 ※2 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【A2】 原材料、梱包用資材の工場までの輸送に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「パネル基材」 「塗料・インク」 「断熱材」 「その他のパネル材」 「梱包用資材」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「パネル基材」 製造サイトへの原材料の投入量	一次	「パネル基材」 製造原単位	「塗料・インク」 製造サイトへの原材料の投入量	一次	「塗料・インク」 製造原単位	「断熱材」 製造サイトへの原材料の投入量	一次	「断熱材」 製造原単位	「その他のパネル材」 製造サイトへの原材料の投入量	一次	「その他のパネル材」 製造原単位	「梱包用資材」 製造プロセスへの投入量	一次	「梱包用資材」 製造原単位	「廃棄物等」 「廃水」 ※2			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「パネル基材」 「塗料・インク」 「断熱材」 「その他のパネル材」 「梱包用資材」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																											
「パネル基材」 製造サイトへの原材料の投入量	一次	「パネル基材」 製造原単位																											
「塗料・インク」 製造サイトへの原材料の投入量	一次	「塗料・インク」 製造原単位																											
「断熱材」 製造サイトへの原材料の投入量	一次	「断熱材」 製造原単位																											
「その他のパネル材」 製造サイトへの原材料の投入量	一次	「その他のパネル材」 製造原単位																											
「梱包用資材」 製造プロセスへの投入量	一次	「梱包用資材」 製造原単位																											
「廃棄物等」 「廃水」 ※2																													
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																											
「パネル基材」 「塗料・インク」 「断熱材」 「その他のパネル材」 「梱包用資材」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																											

【A3】製品の製造に係るプロセス（サイト間輸送を含む）		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位
「輸送用資材」 サイト間輸送プロセスへの投入量	一次	「輸送用資材」 製造原単位
「輸送用資材」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「輸送用資材」 輸送原単位
「輸送物」 各サイト間の輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「廃棄物等」 「廃水」 ※2		
※1 次の項目を一次データとして収集する。 [燃料法の場合] ・輸送手段ごとの「燃料使用量」 [燃費法の場合] ・輸送手段ごとの「燃費」 ・輸送手段ごとの「輸送距離」 [トンキロ法の場合] ・輸送手段ごとの「輸送重量」		
※2 廃棄物等および廃水に関するデータ収集項目		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
【配分のために収集する一次データ収集項目】 ・「該当製品」の生産量 ・「共製品」の生産量		
7-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
7-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
7-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。

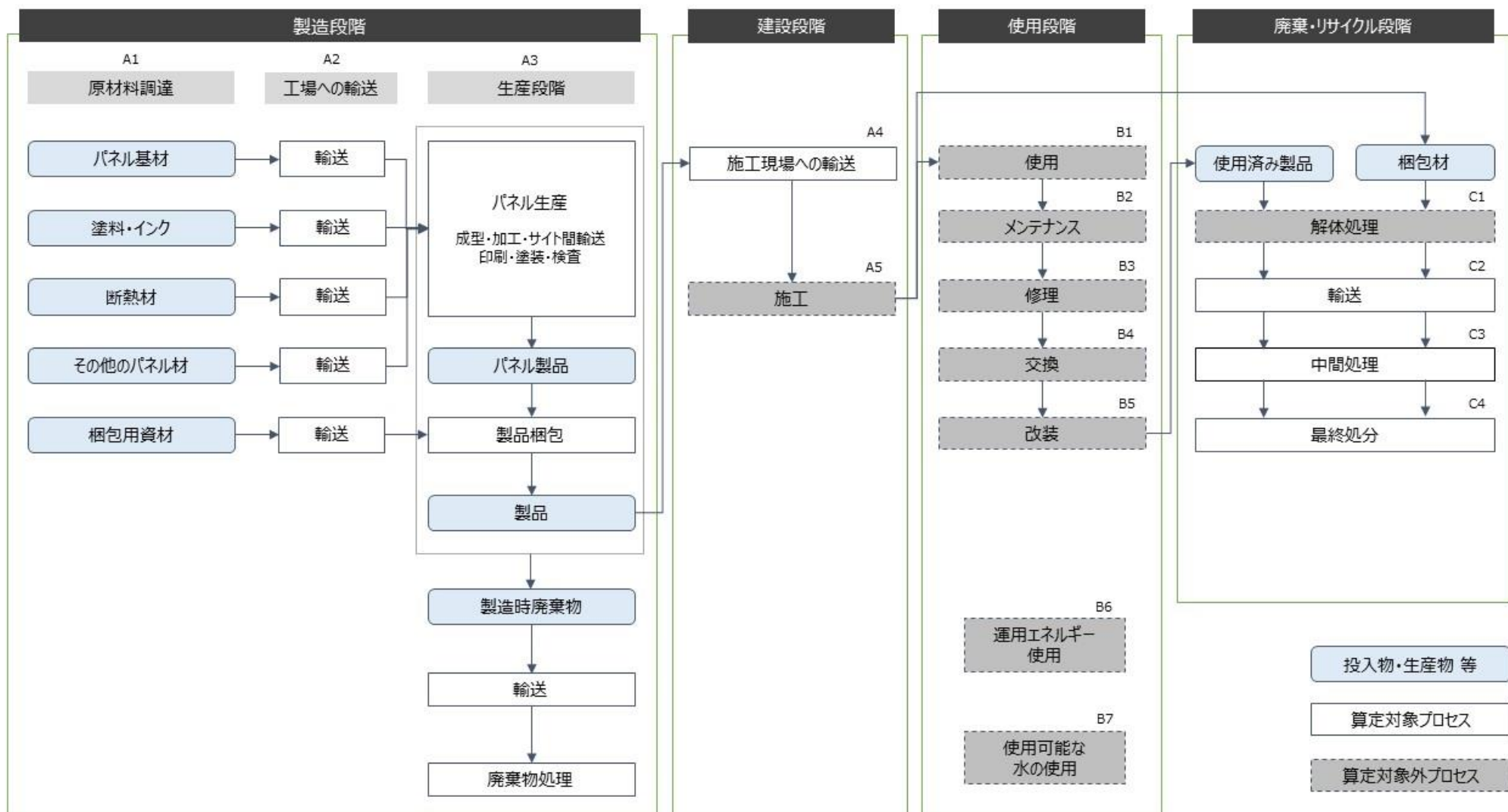
8	建設段階に適用する項目							
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>【A4】 施工現場への輸送に係るプロセス</p> <p>下記プロセスは製品によってプロセスの不確実性が高いと判断されるため対象外とする。</p> <p>【A5】 施工に係るプロセス</p>						
8-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>【A4】 施工現場への輸送に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「出荷品」 輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2 に準ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「出荷品」 輸送量（または燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名						
「出荷品」 輸送量（または燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位						
8-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。						
8-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。						
8-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。						
9	使用段階に適用する項目							
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>使用段階においては基本的にエネルギーを消費せず、定期的なメンテナンスが不要なことから、下記プロセスはデータ収集範囲の対象外とする。</p> <p>【B1】 使用に係るプロセス</p> <p>【B2】 メンテナンスに係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む）</p> <p>【B3】 修繕に係るプロセス（必要な資材の生産と輸送、廃棄を含む）</p> <p>【B4】 製品の交換に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む）</p> <p>【B5】 改装に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む）</p> <p>【B6】 製品使用時のエネルギーの使用</p> <p>【B7】 製品使用時の水の使用</p>						
9-2	データ収集項目	対象外						
9-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外						
9-4	シナリオ	対象外						
9-5	その他	対象外						
10	廃棄・リサイクル段階に適用する項目							
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>【C2】 使用済み製品の輸送に係るプロセス</p> <p>【C3】 使用済み製品の中間処理プロセス</p> <p>【C4】 廃棄物処理プロセス</p> <p>下記プロセスは、ライフサイクル全体への寄与が低く、プロセスの不確実性が高いと判断されるため対象外とする。</p> <p>【C1】 撤去・解体に係るプロセス</p>						

10-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>【C2】 使用済み製品の輸送に係るプロセス</p> <table border="1" data-bbox="464 219 1481 416"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 219 1002 297">活動量の項目名</th> <th data-bbox="1007 219 1177 297">活動量の区分</th> <th data-bbox="1182 219 1481 297">活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 304 1002 416">「使用済み製品」、「梱包用資材」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）</td> <td data-bbox="1007 304 1177 416">※1</td> <td data-bbox="1182 304 1481 416">「各輸送手段」 原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>【C3】 使用済み製品の中間処理プロセス</p> <table border="1" data-bbox="464 495 1481 692"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 495 1002 573">活動量の項目名</th> <th data-bbox="1007 495 1177 573">活動量の区分</th> <th data-bbox="1182 495 1481 573">活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 582 1002 692">「使用済み製品」 選別処理量</td> <td data-bbox="1007 582 1177 692">一次 または シナリオ</td> <td data-bbox="1182 582 1481 692">「廃棄・建築物混合廃棄物 破砕選別サービス」 処理原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>【C4】 廃棄物処理プロセス</p> <table border="1" data-bbox="464 770 1481 967"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 770 1002 848">活動量の項目名</th> <th data-bbox="1007 770 1177 848">活動量の区分</th> <th data-bbox="1182 770 1481 848">活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 857 1002 967">「使用済み製品」、「梱包用資材」 処理方法ごとの排出量</td> <td data-bbox="1007 857 1177 967">一次 または シナリオ</td> <td data-bbox="1182 857 1481 967">「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2 に準ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「使用済み製品」、「梱包用資材」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「使用済み製品」 選別処理量	一次 または シナリオ	「廃棄・建築物混合廃棄物 破砕選別サービス」 処理原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「使用済み製品」、「梱包用資材」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																		
「使用済み製品」、「梱包用資材」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 原単位																		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																		
「使用済み製品」 選別処理量	一次 または シナリオ	「廃棄・建築物混合廃棄物 破砕選別サービス」 処理原単位																		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																		
「使用済み製品」、「梱包用資材」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位																		
10-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
10-4	シナリオ	<p>【使用済み製品の廃棄物処理に関するシナリオ】 使用済み製品の廃棄物処理について、処理方法や処理割合を把握できない場合は、「6-7 シナリオ【廃棄物等の取扱い】」に従う。</p> <p>【輸送用資材の廃棄・リサイクルシナリオに関する規定】 段ボールの廃棄・リサイクルシナリオは以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル：96.7 % ・焼却：3.3 % <p>出典：段ボールに関する第三次自主行動計画の2021年度実績 <段ボールリサイクル協議会></p>																		
10-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
11	LCI 計算、ライフサイクル影響評価に関する項目（エコリーフによる宣言にのみ適用する項目）																			
11-1	LCI 計算の考え方	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
11-2	影響評価項目および特性化係数の追加	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
12	宣言方法																			
12-1	製品の仕様	<p>【必須記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の材質 ・製品の有効面積 ・機能単位（㎡）あたりの製品質量 																		

12-2	エコリーフ ライフサイクル影響評価結果	<p>【必須記載事項】</p> <p>以下の環境影響領域について、情報モジュールごとに結果を記載する。ただし、モジュールA1-A3は合算表示してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動 IPCC 2013 GWP 100a ・オゾン層破壊 ・富栄養化 ・酸性化 ・光化学オキシダント 																		
12-3	エコリーフ ライフサイクルインベントリ分析 関連情報	<p>【必須記載事項】</p> <p>以下の内容について、結果を記載する。情報モジュールごとの開示が望ましい。ただし、モジュールA1-A3は合算表示してもよい。</p> <table border="1" data-bbox="512 607 1442 898"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生可能エネルギー</td> <td>MJ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非再生可能エネルギー</td> <td>MJ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>再生可能資源</td> <td>kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非再生可能資源</td> <td>kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>淡水の消費</td> <td>m³</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	単位	備考	再生可能エネルギー	MJ	-	非再生可能エネルギー	MJ	-	再生可能資源	kg	-	非再生可能資源	kg	-	淡水の消費	m ³	-
項目名	単位	備考																		
再生可能エネルギー	MJ	-																		
非再生可能エネルギー	MJ	-																		
再生可能資源	kg	-																		
非再生可能資源	kg	-																		
淡水の消費	m ³	-																		
12-4	エコリーフ 材料及び物質に関する 構成成分	<p>以下の内訳を質量のパーセンテージ (%) で記載する。材質については、企業秘密に該当する場合、詳細は記載しなくてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属 (材質別) ・プラスチック (材質別) ・その他材料 																		
12-5	エコリーフ 廃棄物関連情報	<p>廃棄物に関する情報を、下記の表として記載する。</p> <table border="1" data-bbox="464 1294 1490 1503"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害廃棄物</td> <td>kg</td> <td>特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。</td> </tr> <tr> <td>無害廃棄物</td> <td>kg</td> <td>廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	単位	備考	有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。	無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。									
項目名	単位	備考																		
有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。																		
無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。																		
12-6	CFP 算定結果	気候変動 100年指数 (第5次報告書・IPCC 2013) の結果を公開する。																		
12-7	追加情報 (エコリーフ/CFP 共通)	<p>【必須表示内容の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送シナリオの概要を記載する 																		
12-8	その他エコデザイン 関連情報 (エコリーフ /CFP 共通)	<p>【必須表示内容の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質に関する情報を下記の表として記載する。 <table border="1" data-bbox="458 1787 1497 2002"> <thead> <tr> <th>有害物質名</th> <th>CAS 番号</th> <th>法令・規制の名称等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「物質名」</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「物質名」</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【推奨表示内容の規定】</p> <p>以下の事項を記載することが望ましい。</p>	有害物質名	CAS 番号	法令・規制の名称等	「物質名」			「物質名」											
有害物質名	CAS 番号	法令・規制の名称等																		
「物質名」																				
「物質名」																				

		<ul style="list-style-type: none"> ・エコデザインシステム情報（ISO14001 認定工場等） ・ユーザーおよび各事業者向けの製品情報 ・環境に配慮した調達情報（FSC、PEFC 認証、エコマーク認定製品の使用等）
12-9	その他	<p>【必須記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコリーフシート①算定対象段階に、対象とした段階および算定から除外した段階を明確に記載する。 ・エコリーフシート①第三者検証者情報欄に、ISO14025 および ISO21930 に従った本宣言およびデータの独立した検証を受けた旨を記載する。 ・中間財の場合、算定対象としたプロセス段階を記載する。 <p>【製品間比較に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間財の場合、製品間比較を行ってはならない。

附属書A：ライフサイクルと情報モジュールの概念図（参考）



附属書B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

B1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km
- ・ 県間輸送の可能性のある輸送の場合：500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合（国内）：1,000 km
- ・ 海外における陸送距離：500 km
- ・ 港→港：港間の航行距離

B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ		
製造段階	原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送手段> コンテナ船 (<4,000 TEU)
		輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	サイト間輸送	サイト間輸送	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default
	輸送用資材調達輸送	輸送用資材調達輸送	原材料調達段階と同じ
建設段階	施工現場への製品輸送	生産地が海外の場合 (生産サイト→生産国の港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		生産地が海外の場合 (生産国の港→国内の港)	<輸送手段> コンテナ船 (<4,000 TEU)
		生産地が海外の場合 (国内の港→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		生産地が国内の場合 (生産サイト→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	廃棄物輸送	廃棄物輸送 (店舗等→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default
廃棄・リサイクル段階		廃棄物輸送 (ごみ集積所→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default

附属書 C : シリーズ製品の取り扱いについて (規定)

D-1. 色柄の違いによるシリーズ製品の取り扱いについて

着色料や塗料、インクによる色柄の違いに関しては、ライフサイクル全体に対する環境影響の寄与が小さいため、同一シリーズ製品として取り扱いが可能となる。

D-2. 長さの違いによるシリーズ製品の取り扱いについて

同断面で長さのみ異なる製品に関しては、本 PCR が製品可視面の面積を算定単位としていることから、ライフサイクル全体に対する環境影響の寄与が小さいため、同一シリーズ製品として取り扱いが可能となる。